

第 58 回兵庫県港湾審議会 総会

議 事 録

令和 4 年 1 月 25 日

兵庫県県土整備部

第 58 回兵庫県港湾審議会 総会

- 1 日 時 令和 4 年 1 月 25 日 (火) 13 時 30 分～14 時 30 分
- 2 場 所 ラッセホール 地下 1 階 リリー (web 会議開催)
- 3 あいさつ 兵庫県県土整備部長 服部 洋平
- 4 議 事

(1) 会長の選出について

(2) 部会長及び特別部会長の選出について

- 5 そ の 他 大阪湾フェニックス計画について
兵庫県 の 港 湾 に 関 す る 取 組 に つ い て

6 出席者

| | | |
|-----|-----------|--------------|
| 会 長 | 竹 林 幹 雄 | |
| 委 員 | 石 黒 一 彦 | |
| 〃 | 今 西 珠 美 | |
| 〃 | 鍛 田 泰 子 | |
| 〃 | 山 縣 宣 彦 | |
| 〃 | 田 沼 政 男 | |
| 〃 | 浦 隆 幸 | |
| 〃 | 久 保 敬 二 | (代理) 芝 山 孝 |
| 〃 | 若 松 康 裕 | |
| 〃 | 水 田 裕 一 郎 | |
| 〃 | 松 本 泰 則 | |
| 〃 | 清 元 秀 泰 | (代理) 宮 崎 崇 史 |
| 〃 | 稻 村 和 美 | (代理) 来 馬 重 則 |
| 〃 | 石 井 登 志 郎 | (代理) 豆 成 一 郎 |
| 〃 | 伊 藤 舞 | (代理) 辻 正 彦 |
| 〃 | 泉 房 穂 | (代理) 春 海 英 樹 |
| 〃 | 岡 田 康 裕 | (代理) 糺 谷 和 也 |
| 〃 | 五 島 壮 一 郎 | |
| 〃 | 永 田 秀 一 | |
| 〃 | 中 野 郁 吾 | |
| 〃 | 谷 井 い さ お | |
| 〃 | 岸 口 み の る | |
| 〃 | 東 川 直 正 | (代理) 松 本 英 雄 |
| 〃 | 田 中 航 二 郎 | |
| 〃 | 石 原 彰 | (代理) 中 村 昭 敏 |
| 〃 | 伊 吹 英 明 | (代理) 河 上 康 裕 |
| 〃 | 橋 本 直 樹 | (代理) 上 月 真 悟 |
| 〃 | 太 閤 正 典 | |

第58回兵庫県港湾審議会

日 時：令和4年1月25日（火）

場 所：ラッセホール 地下1階 リリー

○上村港湾課副課長 定刻になりましたので、ただいまから兵庫県港湾審議会総会を開催いたします。

本日の司会進行を務めさせていただきます港湾課副課長の上村と申します。よろしくお願いいたします。それでは座って進行させていただきます。

本日は新型コロナウイルス感染拡大の影響により、開催方法が変更となったにもかかわらず多くの方に出席いただき、誠にありがとうございます。

まず、ウェブ会議にかかる注意点を御説明いたします。

独自に録画、録音、写真撮影はしないようお願いいたします。

また、会議中はマイク機能をミュート、カメラ機能もオフで御参加をお願いします。

御発言の際はマイクのミュート、カメラオフを解除していただき、所属・氏名をおっしゃってから発言をお願いいたします。

資料3、4については、画面共有で、パソコン画面上でも資料を確認できるようにしますが、ページの切り替わりの際に、時間差が生じる場合があるため、お手元の資料と併せて御確認いただきますようお願いいたします。

それでは開会に当たり、兵庫県県土整備部長の服部より、御挨拶を申し上げます。

○服部県土整備部長 失礼いたします。兵庫県県土整備部長の服部でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、先ほど司会からありましたように、新型コロナの感染拡大によりまして、急遽ウェブ会議方式に変更させていただいたにもかかわらず、委員の皆様におかれましては、多数御参加いただきまして誠にありがとうございます。

また、日頃より本県の県土整備行政の推進に御支援や御理解を賜っておりますことを、この場を借りて厚くお礼申し上げます。

本県におけます新型コロナの感染状況でございますけれども、1月21日には2,942人と、過去最多を更新するなど爆発的に増加している状況でございます。

本日は政府におきまして、本県に対しましてもまん延防止等重点措置の追加適用が正式に決定される予定となっております。

さて、本県の社会基盤整備におきましては、県民の安全、安心の確保と、地域の元気づくりのために、津波、高潮、洪水、土砂災害等のテーマごとの分野別計画、それから県下10地域の、10か年の事業計画を求めました社会基盤整備プログラム、これを基にいたしまして、備える・支える・つなぐの3つの視点の下で、計画的・効率的な推進を図っているところでございます。

港湾におきましても、南海トラフ地震に備える津波防災インフラ整備計画、また平成30年台風第21号を教訓といたしました高潮対策10か年計画等の計画に基づきまして、防災・減災対策を重点的に進めているところでございます。

また、インフラ・メンテナンス10箇年計画に基づきまして、港湾施設等の老朽化対策にも計画的に取り組んでいるところでございます。

さらに、社会経済活動を支えるために、姫路港をはじめとする物流機能の強化、また将来の水素社会を見据えましたカーボンニュートラルポート形成計画の策定にも取り組んでまいります。

今年度は齋藤新知事のもと、行財政運営方針の見直しといたしまして、持続可能な行財政基盤の確立のため、県政改革方針案の策定が進められているところでございます。厳しい財政状況の中、投資事業にも一定の制約が重なるところとなっております。そんな中でも一層の選択と集中によりまして、必要な事業を着実に推進してまいります。

港湾の分野におきましても、しっかり整備、維持管理、そして利活用の促進に取り組んでまいりますので、委員の皆様方の引き続きの御指導・御鞭撻をよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが冒頭の挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○上村港湾課副課長 ありがとうございました。

それでは議事に入ります前に、本会の成立要件につきまして御報告申し上げます。委員数36名のうち、28名の御出席をいただいております。過半数を超えておりますので、兵庫県港湾審議会条例第5条第2項の規定により、本会は成立しております。

議事に入ります前に、事前にお送りしております本日の資料の確認をさせていただきます。まず、会議次第、出席者名簿のほか、総会資料としまして、資料1、兵庫県港湾審議会条例、兵庫県港湾審議会運営要綱、港湾法（抜粋）、港湾法施行令（抜粋）、兵庫

県港湾審議会傍聴及び議事録閲覧に関する要領。資料2、兵庫県港湾審議会委員名簿。資料3、大阪湾フェニックス変更概要。資料4、兵庫の港湾に関する取組みについて。以上となっております。

当審議会におきましては、令和4年1月11日をもちまして、条例第3条第1項の1号委員（学識経験のある方）と、2号委員（港湾利用者を代表する方）の任期が満了となっております。1号委員、2号委員の皆様には再任をお願いいたしましたところ、快くお引き受けいただきました。ありがとうございました。

それでは、本日、御出席をいただいております委員の皆様を御紹介させていただきます。出席委員につきましてはお名前をお呼びしますので、マイクをオン、可能であればカメラもオンにいただき、一言御挨拶をお願いいたします。

1号委員、学識経験のある方々です。

神戸大学大学院教授の竹林委員でございます。

○竹林委員 竹林です。よろしくお願いいたします。

○上村港湾課副課長 神戸大学大学院准教授の石黒委員でございます。

○石黒委員 神戸大学の石黒です。どうぞよろしくお願いいたします。

○上村港湾課副課長 流通科学大学教授の今西委員でございます。

○今西委員 今西です。よろしくお願いいたします。

○上村港湾課副課長 神戸大学准教授の鍬田委員でございます。

○鍬田委員 鍬田でございます。よろしくお願いいたします。

○上村港湾課副課長 一般財団法人みなと総合研究財団理事長の山縣委員でございます。

○山縣委員 山縣でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○上村港湾課副課長 2号委員、港湾利用者を代表する方々です。

兵庫県漁業協同組合連合会代表理事会長の田沼委員でございます。

○田沼委員 田沼です。よろしくお願いいたします。

近年の漁港、港湾に関しては、高潮の加減で岸壁が非常に低くなっております。そのあたりを少し考えていただければなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○上村港湾課副課長 全日本海員組合関西地方支部長の浦委員でございます。

○浦委員 浦です。よろしくお願いいたします。

○上村港湾課副課長 一般社団法人日本船主協会港湾委員会委員の久保委員の代理の芝山部長でございます。

○芝山代理人 久保の代理で参りました芝山です。よろしくお願いいたします。

○上村港湾課副課長 兵庫県倉庫協会会長の若松委員でございます。

○若松委員 倉庫協会の若松委員でございます。よろしくお願いいたします。

○上村港湾課副課長 姫路港運協会会長の水田委員でございます。

○水田委員 姫路港運協会会長の水田です。よろしくお願いいたします。

○上村港湾課副課長 尼崎西宮港運協会会長の松本委員でございます。

○松本委員 松本でございます。よろしくお願いいたします。

○上村港湾課副課長 3号委員、関係市町長の方々です。

姫路市長の清元委員の代理の宮崎産業新興課長でございます。

○宮崎代理人 姫路市の宮崎でございます。よろしくお願いいたします。

○上村港湾課副課長 尼崎市長の稲村委員の代理、来馬都市整備局土木部長でございます。

○来馬代理人 尼崎市でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○上村港湾課副課長 西宮市長の石井委員の代理、豆成土木局土木総括室長でございます。

○豆成代理人 西宮市の豆成でございます。よろしくお願いいたします。

○上村港湾課副課長 芦屋市長の伊藤委員の代理、辻都市建設部長でございます。

○辻代理人 芦屋市の辻でございます。よろしくお願いいたします。

○上村港湾課副課長 明石市長の泉委員の代理、春海海岸・治水課海岸整備担当課長兼海岸係長でございます。

○春海代理人 明石の春海です。よろしくお願いいたします。

○上村港湾課副課長 加古川市長の岡田委員の代理、糍谷建設部次長でございます。

4号委員、関係地方公共団体の議会の議員を代表するの方々です。

県議会議員の永田委員でございます。

○永田委員 南あわじ市の永田でございます。よろしくお願いいたします。

○上村港湾課副課長 県議会議員の谷井委員でございます。

○谷井委員 尼崎市選出の谷井でございます。よろしくお願いいたします。

○上村港湾課副課長 県議会議員の岸口委員でございます。

○岸口委員 岸口でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○上村港湾課副課長 県議会議員の中野委員でございます。

○中野委員 西宮市選出の中野です。よろしくお願いいたします。

○上村港湾課副課長 県議会議員の五島委員でございます。

○五島委員 五島壯一郎でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○上村港湾課副課長 5号委員、関係行政機関の方々です。

近畿地方整備局長の東川委員の代理の松本神戸港湾事務所長でございます。

○松本代理人 東川代理の松本でございます。よろしくお願ひいたします。

○上村港湾課副課長 姫路港長の田中委員でございます。

神戸運輸監理部長の石原委員の代理の中村海事振興部長でございます。

○中村代理人 中村でございます。よろしくお願ひいたします。

○上村港湾課副課長 近畿経済産業局長の伊吹委員の代理の、河上地域開発室長でございます。

○河上代理人 経済産業局の河上です。本日は代理で失礼します。

○上村港湾課副課長 姫路税関支署長の橋本委員の代理の上月姫路税関支署長次長でございます。

○上月代理人 姫路税関支署長の代理の上月と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○上村港湾課副課長 尼崎税関支署長の太閤委員でございます。

○太閤委員 尼崎税関支署長の太閤です。よろしくお願ひいたします。

○上村港湾課副課長 次に、本日所用により欠席されております委員の方々を御紹介させていただきます。

1号委員の方です。大阪産業大学教授の田中委員。

2号委員の方です。東播港運協会会長の木下委員。兵庫県商工会議所連合会副会頭の齋木委員。兵庫県商工会連合会会長の志智委員。

3号委員の方です。高砂市長の都倉委員。播磨町長の清水委員。

5号委員の方です。西宮海上保安署長の板橋委員。東播磨港長の小川委員。

以上で、各委員の御紹介を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、1号議案「会長の選出について」に係る議事を進めさせていただきます。委員の任期満了に伴いまして、会長の任期も終了となっております。当審議会の会長の選出につきましては、条例第4条第2項の規定によりまして、委員の互選により定めることとなっております。

推薦される方がいらっしゃいましたら、お願ひいたします。

○石黒委員 発言よろしいでしょうか。

○上村港湾課副課長 お願いします。

○石黒委員 神戸大学の石黒です。

前任期にも会長を務めていただきました竹林委員を推薦いたします。竹林委員は、大阪府の地方港湾審議会の会長を既に務められていらっしゃいますし、また、長らく国の交通政策審議会港湾分科会の委員も務められていらっしゃって、港湾行政全般を熟知されていらっしゃいます。竹林委員が適任と考えます。御検討よろしく願いいたします。

○上村港湾課副課長 ただいま石黒委員から竹林委員を御推薦いただきましたが、委員の皆様、いかがでございましょうか。

(「異議なし」)

○上村港湾課副課長 ありがとうございます。

それでは、竹林委員に当審議会の会長をお願いいたします。

会長の竹林委員に御挨拶をお願い申し上げますとともに、運営要綱第5条の規定によりまして、会長が会議の議長を務めることとなっておりますので、議事の進行につきましても、よろしく願いいたします。

竹林会長、よろしく願いいたします。

○竹林会長 先ほど御紹介いただきました、皆さんの推薦で会長に再任いたしました神戸大学の竹林です。

冒頭に県のほうから説明がありましたけども、オミクロンがちょっと冗談じゃない状態になっていますので、港湾もこの影響が出てほしくないなと思いつつ、皆さんも多分参加されていると思うんですけども、本当にお互いに気をつけながら、港湾行政もうまくいくように頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、早速ですけども議事に入らせていただきたいと思います。条例第4条第4項の規定によりまして、会長の職務代理人を指名するということになっていますので、これに関しましては、引き続き、前回もそうだったんですけども、国土交通省港湾局長を歴任され、現在、みなと総合研究財団で理事長として全国の港湾振興にいろいろと活躍されております山懸委員をお願いしたいと思います。山懸委員、よろしく願いします。

○山懸委員 分かりました。

○竹林会長 また、運営要綱第8条第2項に規定されています本日の議事録の署名人としたしましては、石黒委員と田中委員をお願いしたいと思いますので、よろしく願い

たします。

○石黒委員 承知しました。

○竹林会長 よろしく申し上げます。

次に、議事第2号議案「部会長及び特別部会長の選出について」に移りたいと思います。条例第6条第1項及び運営要綱第9条によりまして、当審議会には姫路港、尼崎西宮芦屋港及び東播磨港にかかわる重要事項を個別に調査審議する姫路港部会、尼崎西宮芦屋港部会及び東播磨港部会、さらに、軽易な事項を調査審議する姫路港特別部会、尼崎西宮芦屋港特別部会及び東播磨港特別部会が設置されております。まず、各部会の委員についてですが、条例第6条第2項の規定により、会長が指名するということになっておりますので、これについては事務局案があるということですので説明をお願いしたいと思います。

○水川班長 それでは、資料2、兵庫県港湾審議会委員名簿を御覧ください。部会の割り振りの際には、委員の皆様が所管しておられる地域を考慮するとともに、より軽易な事項を調査審議していただく特別部会については、影響が当該港湾に限定されることなどから委員数を絞らせていただいております。

名簿中3号委員の方々の特別部会の欄に、括弧書きで「尼特」、「東特」とありますのは、尼崎西宮芦屋港特別部会または東播磨港特別部会を開催する際に、代表される市町にかかわる事項を審議案件とする場合にのみ出席をお願いすることを意味しております。

以上が事務局案でございます。

○竹林会長 どうもありがとうございました。

今の事務局からの説明について、妥当な案だと思われまますので、この内容で指名をさせていただきますと思います。皆様、よろしくお願いたします。

では、部会長及び特別部会長の選出に移らせていただきたいと思います。条例第6条第4項の規定によりまして、各部会長及び特別部会長は、各部会及び特別部会の委員の互選によって定めるということになっております。各部会長につきましては、各部会で決定すべきことですので、一旦、司会にお返ししたいと思います。

○上村港湾課副課長 本来であれば、各部会を開催の上、各部会の委員により各部会長及び特別部会長を決定すべきところではございますが、時間等の都合もございまして、皆様おそろいのこの場で決めていただきたいと思います。存じます。

皆様、よろしいでしょうか。

(「異議なし」)

○上村港湾課副課長 それでは、各部会長及び特別部会長について、推薦される方がいらっしやいましたらお願いいたします。

○山縣委員 山縣でございます。発言よろしいでしょうか。

○上村港湾課副課長 お願いします。

○山縣委員 提案でございますけれども、各部会長及び特別部会長につきましては、竹林会長に兼任していただくことでいかがでしょうか。

○上村港湾課副課長 ただいま山縣委員より、竹林会長が兼任してはどうかとの御提案がございましたが、委員の皆様、ほかに意見はございませんでしょうか。

(「異議なし」)

○上村港湾課副課長 異議なしとのことでございますので、各部会長及び特別部会長は、竹林会長にお願いいたします。

○竹林会長 それでは、私、竹林のほうで各部会長及び特別部会長の役目を務めさせていただくということですので、皆様、御協力のほうよろしくお願ひしたいと思います。

本日の議事につきましては、以上で全て終了したということになっております。皆様の御協力によりまして、円滑に議事が進行できましたので、ここに厚くお礼申し上げます。

総会で予定しておりました議事につきましてはこれで終了ですが、この際ですので、各委員の方々に何か御意見とか御質問等がありますでしょうか。ちょっとややこしいですけど、挙手マークとか、ウェブの場合は右上のほうにあると思いますので、もしあればそれを押していただければと思うんですけど。よろしいでしょうか。

特になければ、本日の審議はこれで終了させていただきたいと思ひます。

では、司会は事務局のほうにお返ししたいと思います。

○上村港湾課副課長 竹林会長をはじめ、委員の皆様、ありがとうございました。

続きまして、大阪湾広域臨海環境整備センターより、フェニックス基本計画の変更概要について御説明いたします。なお、こちらの案件につきましては、関係機関への事前説明等の手続きを令和4年3月末まで実施して変更案とし、令和4年4月から5月にかけて法定協議を受ける予定となっております。4月頃の報告案件となるため、本日、概要説明をさせていただき、後日、書面会議等をさせていただきます。

それでは大阪湾広域臨海環境整備センター様、御説明よろしくお願ひします。

○黒澤参事 大阪湾広域臨海環境整備センター参事兼企画課長の黒澤と申します。本日は、このような貴重な場に当センターからの報告の時間を取っていただきまして、誠にありがとうございます。また平素は当センターの運営に御支援・御協力いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、資料3に沿って大阪湾圏域広域処理場整備基本計画変更（案）について、御説明させていただきます。座って説明いたします。

初めに、大阪湾圏域広域処理場整備計画、通称、大阪湾フェニックス計画の概要について御説明いたします。当計画は、圏域から発生する廃棄物を適正に埋立て処分し、生活環境の保全を図ること、埋立てによってできた土地を活用して、港湾の秩序ある発展に寄与すること、の2つの目的のために計画されています。

廃棄物の広域処理対象区域は、この図で着色されている2府4県168市町村であり、広域処理場整備対象港湾は尼崎西宮芦屋港、堺泉北港、神戸港、大阪港の4港湾となっています。

当センターは、フェニックス計画を実現するために、今から40年前の昭和57年に設立されました。当センターの主な業務は、港湾管理者の委託を受けて実施する廃棄物埋立て護岸の建設及び土地の造成等、地方公共団体の委託を受けて実施する一般廃棄物処理場の建設、維持管理及び一般廃棄物による埋立て、海面埋立て等、産業廃棄物処分場の建設等及び産業廃棄物による海面埋立て等、の3つとなっております。

現在、当センターでは、1期事業として泉大津沖、尼崎沖と、2期事業として神戸沖、大阪沖を併せて4つの埋立処分場を設けています。このうち1期の処分場につきましては、泉大津沖において、覆土のための陸上残土の受入れを行っておりますが、それ以外の受け入れは全て終了しています。そのため、現在廃棄物の受け入れは、2期の処分場で行っています。令和3年3月末時点での全体の進捗率は、約84%となっています。

フェニックス計画の経緯は、昭和56年に「広域臨海環境整備センター法」が施行され、昭和60年に当初の基本計画が認可されています。現在の計画は、平成30年3月に変更の認可がなされていますが、今回はこの計画からの変更を行います。

それでは、今回の基本計画変更の概要について御説明いたします。基本計画の本編の変更は、奈良県の山添村の受入対象区域の追加と、篠山市の名称が令和元年5月に丹波篠山市に変更されたことを反映させたものです。

また、今回の本編の変更に併せまして、参考資料である計画編に記載されている内容

についても、記載のとおり変更を行います。内容については、後ほど御説明いたします。

今回の変更理由は、奈良県山辺郡山添村から、自前処分場の終了に伴う要望を受け、環境省が令和3年10月28日に、広域処理対象区域に同村の追加を告示し、同村域から廃棄物をフェニックスの処分場で受け入れるため、受入対象区域の追加を行うものです。

今回の受入対象区域に追加される奈良県山辺郡山添村は、奈良県の東端に位置し、人口約3,000人の村です。山添村からの廃棄物量については、年間111トンと僅かであり、これらについては、一般廃棄物の受入れ計画量より実際の受入量は少ないため、その差分で十分受入れ可能です。

1期事業の受入期間につきましては、現計画では令和5年となっておりますが、泉大津沖の陸上残土受入予定量等を勘案し、受入期間を令和7年まで延伸いたします。また、泉大津沖の護岸整備につきましては、埋立て後に一部整備を行う箇所があることから、護岸建設期間を令和9年まで延伸いたします。

埋立進捗につきましては、令和2年度末までの埋立量の総量から算出した埋立て進捗率と、埋立柱材の圧縮により沈下している現況と合致するように、泉大津沖処分場の体積補正を0.90から0.88に、尼崎沖処分場の体積補正を0.79から0.78に見直します。

受入基準の見直しにつきましては、泉大津沖で受け入れておりました石綿含有産業廃棄物の受け入れが終了いたしましたことから、この受け入れのために設けておりました基準を、受入基準から削除いたします。

泉大津沖の土地利用計画参考図につきましては、堺泉北港港湾計画の改定に伴い、当計画も同様の土地利用図に図面を更新いたします。

今回の基本計画変更につきましては、令和3年10月から国及び関係機関等へ事前説明等を実施し、調整しているところです。

今後のスケジュールといたしましては、令和4年3月に基本計画案とし、4月から5月にかけて法定協議を各港湾管理者及び2府4県等を実施する予定で進めています。法定協議後、国に認可申請を行い、国土交通省交通政策審議会港湾部会を経て、令和4年7月頃に認可を受け、その後実施計画変更の手続きを経て、令和4年度末から令和5年度頃には山添村から廃棄物の受け入れができるようにしたいと考えています。このように、4月頃の報告案件となることから、事務局と相談させていただき、本日概要説明をして、

後日書面会議でお願いすることとなりました。お手数をおかけいたしますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

以上で報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○上村港湾課副課長 大阪湾広域臨海環境整備センター様、御説明ありがとうございます。書面会議の際は、よろしくお願ひいたします。

最後になりますが、せっかくの機会ですので、兵庫県の港湾に関する最近の取組につきまして、港湾課長の岸本より御報告申し上げます。

○岸本港湾課長 港湾課長の岸本でございます。それでは兵庫県の港湾に関する取組について御説明いたします。座って説明させていただきます。

本日、御説明いたします内容といたしましては、1. 国の最近の動きと、2. 兵庫県の施策について、それと3. 各港湾における取組について御説明いたします。お手元の資料と併せて御確認いただけたらと思います。

国の最近の動きについて御紹介いたします。主だったものが3点でございます。

まず、(1)といたしまして、港湾管理者が港湾計画を定める際の指針でございます。「港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針」の変更についてでございますが、海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾の埠頭の長期貸付制度の創設等の措置を講ずる「港湾法の一部を改正する法律」が令和2年2月14日に施行されたことに伴い、見直しが行われています。

次に、令和3年度の港湾局関係予算についてでございますが、「持続的な経済成長の実現」、それと「国民の安全・安心の確保」、それと「豊かで活力ある地方の形成と多核連携型の国づくり」の3分野の取組を強力に推進することとしています。

それと3つ目でございますけども、カーボンニュートラルポートの形成計画についてでございます。我が国の輸出入貨物の99.6%を取り扱う国際物流の結節点である港湾におきましては、日本全国のCO₂排出量の約6割を占める発電所、製鉄、化学工業等の多くが立地しています。CO₂排出量削減の取組を進める上で、重要な役割を果たすことが求められているというものでございます。

次のページに、カーボンニュートラルポートの形成計画のことを少し御紹介させていただきます。国の方針といたしまして、重要港湾以上の港湾におきまして、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化、集積する臨海部産業との連携を通じて、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルポートの形成計画の設定が求められて

いる、というものでございます。昨年の12月24日には、カーボンニュートラルポート形成計画策定に係りますマニュアルが取りまとめられたところでございます。

骨子の内容といたしまして、3. CNP、カーボンニュートラルポートの目指すべき姿といたしまして、①公共ターミナルを中心とした面的なCO₂排出量の削減というところで、2050年までに公共ターミナルにおいて、カーボンニュートラルを実現すること。②としまして、水素等サプライチェーンの拠点となる港湾機能の確保。③といたしまして、環境価値の創造。港湾の国際競争力の強化を通じた産業立地競争力の強化、というところが目指すべき姿となっています。

取組対象につきましては、公共ターミナルを基本としつつも、民間の専用ターミナルや立地企業も対象に含めることを推奨されているというものでございます。

次のページをお願いいたします。こちらのほうは、一つの模式図になっています。右肩がちょっと見にくいかもしれませんが、海外からということ、海外からの水素もしくは燃料アンモニア等の大量輸入。輸入先が港だということ、右下といえますか、タンクがたくさん並んでいますが、前面に水素運搬船もしくはアンモニア運搬船が着岸いたしまして、その燃料をタンクで貯蔵、その後、配送して発電所等での発電もしくはそのまま使用するといった、そういったところの取組を少し模式図的に示した資料となっています。

カーボンニュートラルポート形成に向けて、具体的には停泊中船舶への陸上電力供給の導入促進による船舶のアイドリングストップ。港湾荷役機械や、港湾に出入りする大型車両等のFC化。非常時にも活用可能な自立型水素等電源の導入促進。水素、アンモニア、LNG等燃料船舶への燃料供給体制の整備。洋上風力で発電した電力の活用。洋上風力、余剰電力由来の水素等内航輸送ネットワークの構築。それとブルーカーボンというものがございます。藻場、干潟等の植物由来の話なんですけども、ブルーカーボン生態系の活用。それと、港湾臨海部に立地する企業等の脱炭素化促進等に取り組むことが求められているというものでございます。

次のページをお願いいたします。次に兵庫県の施策についてでございます。本件では、安全・安心な兵庫を目指し、社会基盤を取り巻く課題や環境の変化に的確に対応するため、備える、支える、つなぐの3つの視点の下、緊急かつ重要な事業を計画的・効率的に推進していくこととしています。画面にはその施策体系表をお示ししておりますが、このうち港湾・海岸事業に関するものを赤字で示しています。

次のページをお願いいたします。地震・津波、高潮対策でございます。本件におきましては、南海トラフ巨大地震や日本海側の大規模地震による津波に備えるため、「津波防災インフラ整備計画」を平成27年6月、「日本海津波防災インフラ整備計画」を平成31年3月に策定しまして、これらの計画に基づき、防潮堤等の整備・補強に取り組んでいます。

また、平成30年台風第21号によりまして、大阪湾沿岸で既往最高潮位を観測するとともに、想定を超える高波の影響により、尼崎西宮芦屋港海岸で浸水被害が発生いたしました。そのため高潮対策については「兵庫県高潮対策10箇年計画」を策定いたしまして、優先度の高い箇所から取り組んでいくこととしています。

次に、港湾の機能強化・利用促進といたしまして、港湾施設の整備推進に取り組んでおります。総合的な物流体系の一環として、物流・産業拠点にふさわしい港湾機能の強化を図るため、姫路港、尼崎西宮芦屋港、東播磨港等で港湾施設の整備を進めています。

写真は、左上が姫路港網干沖地区の廃棄物埋立て護岸になります。

右上が、姫路港須加地区の航路・泊地12メートルの浚渫になります。

左下が日本海の柴山港でございますけども、避難港に指定されていまして、防波堤整備の写真でございます。

右下が家島港、離島になりますけども、離島での防波堤・物揚場整備の実施状況というところでございます。

続いて港湾の利用促進についてでございます。まず、内航フィーダー網の充実強化でございますが、県管理港湾の活性化や国際コンテナ戦略港湾「阪神港」への集貨を進めてございます。国道2号バイパス等の沿道環境改善を目的といたしまして、内航コンテナ貨物助成事業等を実施しています。高砂西港ではクレーンリース料の助成、姫路港では、運航経費の傭船料を助成しています。

また、港湾使用料の減免ということも行っています。阪神港との間で、内航コンテナ貨物輸送を行う船舶の入港料の免除や、クレーン使用料の減免を実施しています。バルク貨物に関しましても、姫路港におきましてはクレーンの使用料の減免を行っています。

続きまして、計画的・効率的な老朽化対策の推進でございます。高度経済成長期に建設された社会基盤施設が建設から50年を経過いたしまして、早急な老朽化対策を行わなければならないという状況でございます。そのためひょうごインフラ・メンテナンス10箇年計画を策定いたしまして、令和元年度から令和10年度までの10年間で対策

を行うこととしています。本計画では施設点検結果を踏まえまして、早期対策及び計画的な対策が必要な施設につきまして、令和10年度までに修繕・更新等の対策をおおむね完了することとしています。港湾海岸施設に関しましては、一覧表の中で、赤色の着色で示しています。

次に尼崎運河再生の取組について御紹介いたします。尼崎西宮芦屋港にあります運河での取組ということでございます。水辺の環境づくりといたしまして、「尼崎運河再生プロジェクト」の一環で、平成24年3月に水質浄化機能付きの親水護岸、親水施設を整備いたしまして、学校、市民、行政等が連携して、本施設を活用した環境学習を実施しています。左の写真が、その水質浄化施設での環境学習の写真ということでございます。また尼崎運河を広く知ってもらい、その魅力アップにつなげるための「運河博覧会」、いわゆる運博ですけれども、それとか地域のにぎわい創出や交流促進のため、尼崎運河で水質浄化に取り組む大学、徳島大学さんともいろいろと調整させていただいておりますけれども、市民団体等と連携いたしまして、「尼崎運河オープンチャンネルフェスティバル」を定期的実施しています。右の写真が、そのときのパドルボートの体験会ということで、地域のこういうパドルボート振興の方々とは協力しながらですけれども、奥に見えていますのが、先ほどの水質浄化施設なんですけれども、そこから運河のほうに進水といいますか、乗り入れまして、パドルボートを行っているというものでございます。昨年度以降におきましては、コロナ禍の中、大きなイベント開催はできておりませんが、感染症対策にも配慮いたしまして毎月第4日曜日にはオープンチャンネルデーを開催しているというものでございます。

続きまして、各港湾における取組でございます。まず、国際拠点港、姫路港におきましては、広畑地区において今年度より国際物流ターミナル整備事業に着手いたしました。本事業では、今後増大が見込まれます海上輸送需要への対応や、広畑埠頭等における円滑な輸送を確保し、地域の基幹産業の競争力強化を図るため、直轄事業による水深14メートル岸壁等の整備及び県事業による臨港道路の広畑線の拡幅等の整備を計画しています。現在、設計を進めてございまして、来年度以降、工事に着手してまいりたいと考えております。

続きまして、姫路港の須加地区でございます。県と姫路市連携のもと、平成29年度に学識者や地元代表及び港湾利用者等で構成いたします委員会を設置いたしまして、平成30年に姫路港旅客ターミナルエリアリニューアル基本計画を策定いたしました。そ

れに基づきまして旅客船利用者の利便性、快適性の向上、にぎわいの創出を図るため、旅客船エリア等貨物船エリアをすみ分けいたしまして、定期船の浮棧橋・フェリー棧橋等の旅客船ターミナル周辺への集約等に取り組んでおります。現在、旅客ターミナル、港湾施設の改修設計を進めていまして、今後、防波堤工事等本格的な工事着手に取り組んでまいります。

続きまして、尼崎西宮芦屋港の東海岸町沖にございますフェニックス計画でございます。こちらのほうは、先ほど御説明がございました大阪湾広域臨海環境整備センターによって廃棄物の埋立てが行われておるところなんですけども、一部のエリアは埠頭用地、港湾管理用地として竣功、供用してございます。赤の着色部分が、既に供用エリアということで、緑の部分が現在の整備中エリアというところでございます。残るその整備中エリアにつきましても、早期の土地利用に向けて土地造成や道路、港湾施設のインフラ整備を進めております。また、2025年に夢洲で開催されます大阪・関西万博の会場への物資や来場者の輸送拠点としての利活用が期待されているというところでございます。ちょっと見にくいかもしれませんが、整備中エリアの中にマイナス5.5mの岸壁を今整備していまして、そちらからの、万博への資機材等の搬入・搬出というところが少し期待されているのかなと思っています。また、現在博覧会協会が主催する協議会で、こちらのほうでのパークアンドライドということも少し検討されているというふう聞いております。

続きまして東播磨港でございます。建設から50年を経過した係留施設等が実は多くございまして、老朽化に伴う更新・修繕等の対策が必要になってきています。写真でございますけども、上が伊保地区の物揚場なんですけども、床版の欠損状況ということで対策前、対策後ということで、写真を載せています。下が、播磨地区の12m岸壁でございます、大きな防舷材なんですけども、こちらが損傷していましたので、対策前・対策後ということで修繕しているというところでございます。

続きまして地方港湾でございます。明石港について御紹介いたします。明石港ですが、明石市の中心市街地では中心市街地活性化に向けた取組が進展しています。そういったところの機会を捉まえまして、中心市街地の南の拠点でございます明石港東外港地区の公共埠頭及び展望公園の再開発を現在推進しています。平成30年3月に再開発計画を策定しまして、コロナ禍の影響を踏まえながら現在再開発事業の実施に向けて、事業者公募の条件整理を行うため、昨年7月にサウンディング型の市場調査を実施しています。

今後なんですけども、コロナの状況を見極めながら、公募等を進めていきたいというふうに考えています。

以上で兵庫県の港湾に関する取組についての説明を終わらせていただきます。御静聴ありがとうございました。

○上村港湾課副課長 ありがとうございました。

それでは、本日の総会はこれをもちまして閉会とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

(署名人) _____

(署名人) _____